

地方独立行政法人岡山県精神科医療センター
第3期中期目標期間の終了時に見込まれる業務実績に関する評価結果
(案)

第3期(平成29年4月1日～令和4年3月31日)

令和3年7月

岡山県

目 次

1	評価対象法人の概要	1
2	評価の実施根拠法	1
3	評価の対象	1
4	評価の趣旨及び評価者	1
5	評価方法の概要	2
	(1) 評価基準	2
	(2) 評価の手法	2
6	評価結果	2
	(1) 総合的な評定	2
	(2) 中期計画の各項目ごとの評定	3
	Ⅲ 県民に提供するサービスその他の業務の質の向上	3
	Ⅳ 業務運営の改善及び効率化	4
	Ⅴ 財務内容の改善	4
	Ⅵ その他業務運営に関する重要事項	5
	(3) 評価結果等の業務運営への活用状況	5
	(4) 地方独立行政法人岡山県精神科医療センターに対する 勧告等	5

地方独立行政法人岡山県精神科医療センターの第3期中期目標期間の終了時に見込まれる業務実績に関する評価結果

1 評価対象法人の概要

- (1) 法人名等 岡山市北区鹿田本町3番16号 地方独立行政法人岡山県精神科医療センター 理事長 中島 豊爾
- (2) 設立年月日 平成19年4月1日
- (3) 設立団体 岡山県
- (4) 資本金の額 1,202,336,883円
- (5) 中期目標の期間 平成29年度から令和3年度（第3期）
- (6) 目的及び業務

ア 目的

精神障害者の医療、保護及び発生の予防並びにこれらに必要な研究を行うことを目的とする。

イ 業務

- (ア)精神科及び神経科に関する医療を提供すること。
- (イ)精神科及び神経科に関する医療の調査及び研究を行うこと。
- (ウ)精神科及び神経科に関する医療技術者の研修を行うこと。
- (エ)前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

2 評価の実施根拠法

地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第28条

3 評価の対象

第3期中期目標（平成29年度から令和3年度）の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の達成状況

4 評価の趣旨及び評価者

(1) 評価の趣旨

地方独立行政法人法の規定に基づき、地方独立行政法人岡山県精神科医療センター（以下「岡山県精神科医療センター」という。）が、岡山県内の精神科医療の中核病院として、他の医療機関の模範となるような業務運営が行えるよう、業務の質の向上、業務運営の効率化、透明性の確保等について自主的、継続的な見直し及び改善を促すことを目的に、業務の実績評価を行う。

(2) 評価者

知事

5 評価方法の概要

(1) 評価基準

地方独立行政法人岡山県精神科医療センターの業務の実績に関する評価の実施基準

(2) 評価の手法

地方独立行政法人岡山県精神科医療センターの自己評価の結果を活用する間接評価方式

6 評価結果

(1) 総合的な評定

知事は、岡山県精神科医療センターが地方独立行政法人岡山県精神科医療センターの業務の実績に関する評価の実施基準により自己評価し提出した「第3期中期目標期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績に関する報告書」を適正な評価と認め、次のとおり評定した。

岡山県精神科医療センターは、「人としての尊厳を第一に安全・安心の医療をめざす」ことを理念とし、「人権を尊重し、利用者の方々の視点に立った良質な医療の提供」、「地域や関係機関との連携をすすめ、患者の社会参加への積極的支援」、「快適な治療環境の提供」、「精神科医療水準の向上」、「公的病院の責務を果たし、健全で透明性の高い病院運営」に努めることとしている。

第3期中期目標期間において、理事長の強いリーダーシップの下、職員が一丸となって機動的・戦略的な運営が行われていると認められる。

特に、精神科救急医療において、24時間365日の救急対応を実施し、県内で中心的な役割を担っているほか、医療従事者の手厚い配置が必要である児童・思春期精神科医療、高い専門性が求められるアルコール・薬物・ギャンブル等依存症医療、公的病院が設置することとされる司法精神入院棟の運営など、民間では複雑で対応困難な分野においても、地方独立行政法人として、公的な役割を担い、全体としての精神科医療向上に資するよう取り組みながらも、高い水準での財務内容の健全性を維持していることを積極的に評価するものである。

また、平成30年7月豪雨では、発災直後から災害派遣精神医療チーム（DPAT）県調整本部を支援するとともに、先遣隊および巡回診察支援チームを被災地に派遣し、避難所及び被災病院支援等でDPAT活動等を実施、県内の災害時における精神科医療支援の中心的役割を担った。

最小項目別評価の結果をみると、第3期中期目標期間に掲げられた53項目中、評点4（中期計画を十分に達成）が46項目、評点3（中期計画を概ね達成）が7項目と、8割以上が評点4でありかつ、いずれも評点3以上という高い水準である。

以上、全体として、岡山県精神科医療センターが地方独立行政法人のメリットを生かし、様々な改革を着実に実行に移している状況が十分見受けられたことから、第3期中期目標期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績に関する評価結果については、中期目標を十二分に達成する見込みであると評定する。

なお、岡山県精神科医療センターは地方独立行政法人として公的な使命を有しており、県内精神科医療の中核病院としての役割を果たし、医療の質の向上を図りつつ、引き続き、県民のニーズを十分に考慮した運営が行われることを望む。

(2) 中期計画の各項目ごとの評定

Ⅲ 県民に提供するサービスその他の業務の質の向上

ア 評定

中期目標を十二分に達成する見込み

イ 理由

理事長の強いリーダーシップの下、職員が一丸となって地方独立行政法人のメリットを生かしながら様々な改革を継続し、良質で高度な精神科医療の獲得とその実施、及び関係機関と連携した県全域での困難事例等への対応等において、着実な取組と期待以上の成果が見受けられる。

ウ 評価した項目

① 項目数 37項目

② 特筆すべき項目

- ・他機関と連携した国等の研究事業への参加や多くのモデル事業受託、海外への職員派遣も積極的に推進することで、精神科医療における診断・治療法等質の高い医療提供に努め、また各種研修会の開催や実習生の受入等により県内精神科医療の向上を図った。
- ・県民がいつでも緊急診察が受けられるよう、「決して断らない病院」として土日祝日についても、複数の医師による診療体制を敷き、24時間365日急患に対応した。また病床機能の見直しで、より多くの救急患者を受入可能とし、体制の充実を図った。
- ・災害に備え、平時から災害派遣医療チーム（DMAT）等関係機関との連携強化並びに技能維持に努め、平成30年7月豪雨では、DPAT県調整本部の支援を実施するとともに、先遣隊および巡回診察支援チームを派遣し、避難所等においてDPAT活動の中心的役割を担った。
- ・専門相談窓口を設置し、初期から全入院患者・家族に面接することで、経済的・社会的な困難ケースにおいて、多職種でのカンファレンスを行うとともに院外関係機関と連携を図る等、適切な支援を実施した。患者だけでなく家族へも早期から情報提供し、特に初発精神病患者の家族教育や、退院後の支援プログラムを継続することで、スムーズかつ安心感のある医療を提供した。
- ・優れた医療従事者を確保するため、子育てや家族介護等に配慮した職場環境の創出や、多職種における海外研修制度の利用促進を図るとともに、患者の安全を最優先にした対応習得に向けた研修やラウンド等を実施し、医療安全対策を促進した。
- ・入院当初より地域移行に向けた支援が実施できるよう、地域移行支援ナースを配置し、多職種チーム協働で困難事例における退院促進に向けた取組を行うとともに、デイケア、訪問看護、相談支援事業所を一つの部署に統合し、相互補完できる体制を構築した。また、地域の社会資源や関係機関と連携した企業実習等を実施し、積極的な地域移行・生活支援に努めた。
- ・身体・精神合併症患者への適切な治療を提供するため、入院受入や電話相談、総合病院への往診等を積極的に実施し、一層の連携を図った。
- ・未治療者やひきこもり等、困難なアウトリーチ事例について、県精神保健福祉センターをはじめ関係機関と連携した支援を実施した。

IV 業務運営の改善及び効率化

ア 評定

中期目標を十二分に達成する見込み

イ 理由

医療の質の向上を図りながら、各種制度変更への迅速な対応と業務運営の不断の見直しを実施することで、効率的な業務運営を推進した。

ウ 評価した項目

① 項目数 8項目

② 特筆すべき項目

- ・日本病院会Q I、全国自治体病院協議会Q I、NCNP（国立研究開発法人国立精神・神経医療センター）主導のPECO（精神医療の見える化プロジェクト）に参加し、その指標を導入することで医療の質の向上に取り組んだ。
- ・自動ドアやエレベーター、次亜水設備等の施設整備に関する保守契約を一つの複合契約とすることで、不具合発生時の迅速かつ柔軟な対応を可能とし、契約金額も減額した。
- ・複数の電力販売会社から情報を収集し、価格交渉を行い、料金を節減した。
- ・診療報酬改定時には改定による影響を事前に調査し、施設基準の見直しを図ることで診療報酬による収入の確保を行った。
- ・医療ニーズに合わせ病床機能を効果的に変更することで、病床の有効活用と収入の確保を図った。

V 財務内容の改善

ア 評定

中期目標を十二分に達成する見込み

イ 理由

経常収支比率等の経営管理指標が良好な水準にあり、県内の精神科医療の中核病院としての役割を果たしつつ、財務内容の健全性を維持した。

ウ 評価した項目

① 項目数 2項目

② 特筆すべき項目

- ・効率的な病床管理による病床利用率の確保、未収金対策などの収入確保に努めるとともに、病棟機能再編や業務見直しによる医師数削減等を実施し、経費削減を図った。

区 分	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
経常収支比率（経常収益／経常費用）	101.9%	105.6%	104.8%	109.4%
医業収支比率（医業収益／医業費用）	91.7%	93.6%	93.2%	94.5%
人件費比率（総人件費／医業収益）	79.0%	78.1%	77.9%	77.5%

VI その他業務運営に関する重要事項

ア 評定

中期目標を十二分に達成する見込み

イ 理由

ワークライフバランスに配慮した勤務形態の見直しや有給休暇の取得促進等により、職員の心身の健康面に配慮した働きやすい職場環境づくりを推進した。

ウ 評価した項目

① 項目数 6項目

② 特筆すべき項目

- ・地域手当の適用、特別休暇の付与等、「同一労働・同一賃金」に基づき、正職員と短時間労働者及び有期雇用労働者との格差を改善した。
- ・部署ごとの業務内容によりフレックスタイム制を導入するなど、労働環境の向上を図った。
- ・個人情報保護に関する研修会を実施し、職員の個人情報に対する意識の強化を図るとともに、電子カルテでのカルテ閲覧履歴が参照できるようにすることで、不適切な患者情報の閲覧を未然に防ぐシステムを開発した。

(3) 評価結果等の業務運営への活用状況

精神科救急医療において県内で中心的な役割を担っているほか、医療従事者の手厚い配置が必要である児童思春期精神科医療、高い専門性が求められる依存症医療、公的病院が設置することとされる司法精神入院棟の運営など、地方独立行政法人として公的な使命を果たしつつ、医療の質の向上に努めた。

(4) 地方独立行政法人岡山県精神科医療センターに対する勧告等

該当なし

地方独立行政法人岡山県精神科医療センター
第3期中期目標期間の終了時に見込まれる業務実績に関する評価結果
最小項目別評価
(案)

第3期(平成29年4月1日～令和4年3月31日)

令和3年7月

岡山県

目 次

<p>1 法人の概要</p> <p>(1) 名称</p> <p>(2) 所在地</p> <p>(3) 法人設立の年月日</p> <p>(4) 設立団体</p> <p>(5) 中期目標の期間</p> <p>(6) 目的及び業務</p> <p>(7) 資本金の額</p> <p>(8) 代表者の役職氏名</p> <p>(9) 役員及び職員の数</p> <p>(10) 組織図</p> <p>(11) 法人が設置運営する病院の概要</p>	<p>P-1</p>	<p>3 医療の質及び安全の確保</p> <p>(1) 医療水準の向上</p> <p>(2) 医療安全対策の徹底・検証</p> <p>4 患者の自立と社会参加へ向けての取組の強化</p> <p>(1) 地域移行・生活支援のための体制整備</p> <p>(2) 地域医療連携の強化</p> <p>(3) 訪問・通所型医療の提供</p>	<p>P-13</p> <p>P-13</p> <p>P-14</p> <p>P-15</p> <p>P-16</p>
<p>2 第3期中期目標期間の終了時に見込まれる業務の実績に関する自己評価結果</p> <p>(1) 総合的な評定</p> <p>(2) 評価概要(全体的な状況・大項目ごとの状況)</p> <p>(3) 対処すべき課題</p>	<p>P-1</p>	<p>第4 業務運営の改善及び効率化に関する事項</p> <p>1 長期的な視点に立った病院経営戦略の構築</p> <p>2 業務運営の不断の見直し</p> <p>(1) 予算執行について</p> <p>(2) 委託、売買、請負等の契約について</p> <p>(3) 収入の確保</p>	<p>P-17</p> <p>P-17</p> <p>P-17</p> <p>P-18</p>
<p>3 中期計画の各項目ごとの実施状況</p> <p>第3 県民に提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項</p> <p>1 精神科医療の中核病院としての役割の発揮</p> <p>(1) 政策的医療の推進</p> <p>(2) 児童・思春期精神科医療の充実</p> <p>(3) 精神科医療水準の向上</p> <p>(4) 精神科医療及び精神保健福祉に関する知識の普及</p> <p>(5) 災害対策</p> <p>2 患者や家族の視点に立った医療の提供</p> <p>(1) 患者の権利を尊重した医療の提供</p> <p>(2) 患者・家族の満足度の向上</p>	<p>P-3</p> <p>P-5</p> <p>P-6</p> <p>P-8</p> <p>P-9</p> <p>P-11</p> <p>P-12</p>	<p>第5 財務内容の改善に関する事項</p> <p>予算、収支計画及び資金計画</p> <p>短期借入金の限度額</p> <p>重要財産を譲渡し、又は担保に供する計画</p> <p>剰余金の使途</p> <p>料金に関する事項</p> <p>第6 その他業務運営に関する重要事項</p> <p>1 施設及び医療機器の整備に関する計画</p> <p>2 適正な就労環境の整備と人事管理</p> <p>(1) 就労環境の整備</p> <p>(2) 人事管理</p> <p>3 情報管理の徹底</p> <p>4 中期目標の期間を超える債務負担</p> <p>5 積立金の使途</p>	<p>P-19</p> <p>P-20</p> <p>P-20</p> <p>P-20</p> <p>P-20</p> <p>P-21</p> <p>P-21</p> <p>P-22</p> <p>P-22</p> <p>P-23</p> <p>P-23</p>

※ 地方独立行政法人岡山県精神科医療センターより提出のあった、「第3期中期目標期間の終了時に見込まれる業務実績に関する報告書」の一部を活用し、「最小項目別評価」を行った。

1 法人の概要

省略

2 第3期中期目標期間の終了時に見込まれる業務の実績に関する自己評価結果

省略

3 中期計画の各項目ごとの実施状況

第3 県民に提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項	実 績									
	H29評価	⑤	H30評価	⑤	R 1 評価	⑤	R 2 評価	⑤	R 3 評価	—

注) 当資料中、令和2年度実績評価については、法人の自己評価を使用している(以下同様)

第3-1 精神科医療の中核病院としての役割の発揮

中 期 目 標	<p>①政策的医療の推進 精神科医療の中核病院として、良質で高度な精神科医療を提供し、精神科救急医療や、心神喪失者等医療観察法への対応などの政策的医療の推進に努めること。</p> <p>②児童・思春期精神科医療の充実 精神科医療領域に属する疾患を有する児童及び思春期での患者に対処するため、診療機能の強化と早期発見・早期支援につなげる体制づくりを行い、児童思春期専門研修と医療・行政・学校等との連携による一貫した支援に努めること。 また、児童虐待、発達障害に関する臨床研究や、虐待側(親等)のメンタルヘルス問題への対応も行う総合支援システムの強化に努めること。</p> <p>③精神科医療水準の向上 精神科医療従事者研修、医療・研究機関と連携した調査・研究、関係機関への助言等を率先して行うとともに、精神科臨床研修を通じ、積極的に様々な分野の精神科医の養成に取り組むなど精神科医療水準の向上を図ること。 また、県民が広く受診しやすい医療環境の整備や精神科救急、自殺対策を含むうつ病対策、身体疾患を有する精神障害者や高齢の精神疾患患者への対応など、「岡山県保健医療計画」に基づき外来・デイケア・訪問支援等の体制の充実を図るとともに、他の入院医療機能、在宅医療機能との連携を行い、必要な人材の確保やICTの活用も検討しながら地域における精神科医療の向上に寄与すること。</p> <p>④精神科医療及び精神保健福祉に関する知識の普及 医療機関としての役割に加え地域に開かれた病院として、精神疾患や精神障害者に対する県民の理解を深めるため幅広く普及啓発に取り組み、こころのバリアフリーを推進しお互いが人としての尊厳を認め、支え合う社会の実現に向けて寄与すること。</p> <p>⑤災害対策 災害など重大な危害が発生した場合には、県の災害時精神科医療の中核病院として、県が実施する災害対策に協力し、必要な精神科医療を提供するため、持続可能な危機管理体制を整備するとともに、「災害派遣精神医療チーム(DPAT)」の中心的な役割を果たすこと。</p>
------------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

	中 期 計 画	実 施 状 況	法人 自己 評価	県 評価	摘要										
1	(1)政策的医療の推進 ①良質で高度な医療の提供 ・精神科医療の中核病院として、高度な判断を要する患者及び対応困難な患者に対して早期社会復帰を実現するためにチーム医療の充実を図り良質で高度な医療の提供を行う。	○難治性精神疾患地域連携体制整備事業としてより多くの患者にクロザピン治療を普及するため、クロザピンの副作用を減らしつつ、治療効果を高めるためにクロザピン血中濃度測定を実施した。また情報共有システムを活用し、クロザピン治療に係る他の医療機関とのネットワーク体制を構築した。 ○治療中断のリスクのある患者や措置入院退院後の患者については、治療継続を見守り、積極的に往診や訪問を行った。 <table border="1" data-bbox="705 486 1429 576"> <thead> <tr> <th></th> <th>2017年度</th> <th>2018年度</th> <th>2019年度</th> <th>2020年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>クロザピン新規導入件数</td> <td>405</td> <td>353</td> <td>350</td> <td>474</td> </tr> </tbody> </table> <p>クロザピン…複数の抗精神病薬で十分な治療効果が得られない難治性統合失調症に対して、治療効果があるといわれている治療薬。重大な副作用が起きる危険性があるため、血中濃度等の管理が必要。 措置入院 …精神保健福祉法第29条による入院形態。入院させなければ自傷他害のおそれがある精神障害者に対し、精神保健指定医2名の診断結果をもとに、都道府県知事又は政令指定都市市長が措置を行うもの。</p>		2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	クロザピン新規導入件数	405	353	350	474	4	4	
	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度											
クロザピン新規導入件数	405	353	350	474											
2	・精神疾患の重症化を予防するため、早期から密度の濃い医療の提供に努め、その成果を情報発信する。	○重度精神疾患標準的治療法確立事業に運営委員として参加し、重度精神疾患についてより効率的な治療法の確立や治療水準の向上を図った。 ○初発患者に対し、入院中から入院棟スタッフと外来スタッフが連携することで、退院後の支援につなげた。また、退院後の重症化を予防するため、積極的に訪問看護を実施した。	4	4											
3	・公立病院として求められる役割を明確にし、政策的医療の推進について着実に取り組む。	○子どもの心の診療拠点病院として、思春期を対象とした専門外来および入院による診療を行った。 ○依存症治療拠点機関設置運営事業として依存症セミナー・出張講座・コーディネーター部会を実施した。また依存症治療支援の普及活動として、簡易テキストを作成した。 ○岡山県下の依存症治療を行う医療機関の代表者が集まり、各機関での治療実績などの情報共有を行うことで、依存症治療支援の連携強化、普及啓発を図った。	4	4											

	中 期 計 画	実 施 状 況	法人 自己 評価	県 評価	摘要										
4	②精神科救急医療の充実 ・決して断らない病院として、精神科救急患者を24時間365日受け入れる体制を整備し、精神科医療の中核としての役割を果たす。	○輪番病院では対応困難な患者の受入を行うことにより、常時対応型病院としての役割を果たした。 ○岡山市身体・精神合併症救急連携事業により、総合病院などからの受診や電話相談を迅速に対応した。 ○退院促進により救急入院棟の受入病床の確保を行い、より多くの休日夜間の入院を受け入れる体制を構築した。 <table border="1" data-bbox="730 517 1413 606"> <thead> <tr> <th></th> <th>2017年度</th> <th>2018年度</th> <th>2019年度</th> <th>2020年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>休日・夜間 入院数</td> <td>405</td> <td>353</td> <td>350</td> <td>474</td> </tr> </tbody> </table>		2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	休日・夜間 入院数	405	353	350	474	4	4	
	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度											
休日・夜間 入院数	405	353	350	474											
5	③心神喪失者等医療観察法に関する医療の充実 ・入院処遇対象者に対して病状の改善及び再発防止を図り、早期社会復帰を目指してチーム医療を充実するとともに通院処遇対象者についても保護観察所等の関係機関と連携して地域での生活支援を行う。	○早期社会復帰に向けた医療の提供として入院中から指定通院医療機関を中心とした地域支援者との協議を繰り返し、退院調整を行った。 ○円滑な地域移行を促すことを目的として、指定通院従事者研修会を実施し、入院医療機関の役割や治療内容の共有、通院中の対象者支援について情報交換を行った。 ○新型コロナウイルス感染拡大防止対策を徹底することで、外出泊を継続した。また、他県の患者についてもオンラインシステムを活用することで、面会や会議を実施した。病棟内では生活訓練室を設けるなど感染拡大防止対策を実施し、生活訓練を安全に行うことができるよう工夫した。 ○急な入院受け入れの要請に対応できるよう、他の医療機関、保護観察所、裁判所と連携し退院を早めるなど効率的な病床運営を行った。また、全国の困難対象者を受け入れ、クロザピンの再導入と心理社会的治療を行い回復につなげた。また新規のクロザピン導入患者を対象とした疾病教育を行い、当事者内で副作用に対する対処法を学ぶことや、回復について共有することで、患者自身が服薬を守る意識（アドヒアランス）を高め、治療が向上するよう取り組んだ。 ○通院処遇対象者については、訪問看護などの在宅支援により再犯防止や治療継続を実施した。	4	4											

	中期計画	実施状況	法人自己評価	県評価	摘要																		
6	<p>(2)児童・思春期精神科医療の充実</p> <p>①専門治療機能の充実</p> <p>・「子どもの心の拠点病院」として専門治療機能を充実するとともに発達障害に携わる医師・専門職の育成を図り全県的なネットワークづくりを行う。</p>	<p>○児童・思春期専門外来の環境整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童・思春期ショートケアを実施し、発達障害圏の児童等の支援を行った。 ・乳幼児健診事業として公認心理士を派遣した。 ・児童・思春期外来プログラムとして小学生や中学生などのライフステージや発達課題に応じたプログラムを実施することで、自己の特性の理解を深めるとともに家族支援としてダイケアでのネット依存プログラムを実施し、入院した児童の家族を対象にピア会（当事者同士での会合）を開催した。 <p>○「子どもの心の診療ネットワーク事業」の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県内唯一の児童思春期専門病棟を有する医療機関として、岡山県中央児童相談所、倉敷児童相談所、岡山市こども総合相談所、成徳学校、保健所（乳幼児）、岡山市教育委員会、家庭裁判所・少年鑑別所・少年院などの行政機関に医師を定期的に派遣し、県内の関係機関と連携することで診療支援体制を強化した。 ・保護者指導支援プログラムとして、「親子相互交流療法（PCIT）」を実施し、医師、公認心理士を対象とした専門研修「Child-Adult Relationship Enhancement（CARE）」を実施するなど、県内の児童思春期専門治療機能の向上を図った。 <p>○岡山県発達障害者（児）支援医師研修事業により、岡山県および岡山市と協働し、県内の発達障害診療の対応力を向上することを目的とした研修会を開催した。</p>	4	4																			
7	<p>②総合支援システムの強化</p> <p>・発達障害など精神的な疾患のある児童の増加に対応するため、市町村・学校・児童相談所・診療所・児童福祉施設・警察等との連携を「面」として整備する「岡山県モデル」の推進に協力し、子どもや家族、関係者等の支援を行う。</p>	<p>総合的な支援ネットワークの構築強化を図った。</p> <p><行政機関への医師派遣></p> <table border="1" data-bbox="734 1013 1146 1279"> <tbody> <tr> <td>岡山県中央児童相談所</td> <td>週1回</td> </tr> <tr> <td>岡山県備中保健所</td> <td>週1回</td> </tr> <tr> <td>岡山市保健所</td> <td>週1回</td> </tr> <tr> <td>岡山市教育委員会</td> <td>週1回</td> </tr> <tr> <td>岡山県倉敷児童相談所</td> <td>月1回</td> </tr> <tr> <td>成徳学校</td> <td>月2回</td> </tr> <tr> <td>家庭裁判所</td> <td>月1回</td> </tr> <tr> <td>少年鑑別所</td> <td>月1回</td> </tr> <tr> <td>少年院</td> <td>月1回</td> </tr> </tbody> </table> <p><事業への協力></p> <p>○岡山県子ども家庭課の「児童養護施設における事例検討会事業」「子育て家庭サポート強化事業」「児童相談所スーパーバイズ事業」に医師・心理士を派遣した。</p>	岡山県中央児童相談所	週1回	岡山県備中保健所	週1回	岡山市保健所	週1回	岡山市教育委員会	週1回	岡山県倉敷児童相談所	月1回	成徳学校	月2回	家庭裁判所	月1回	少年鑑別所	月1回	少年院	月1回	4	4	
岡山県中央児童相談所	週1回																						
岡山県備中保健所	週1回																						
岡山市保健所	週1回																						
岡山市教育委員会	週1回																						
岡山県倉敷児童相談所	月1回																						
成徳学校	月2回																						
家庭裁判所	月1回																						
少年鑑別所	月1回																						
少年院	月1回																						

	中期計画	実施状況	法人自己評価	県評価	摘要
		<ul style="list-style-type: none"> ○児童関連施設に医師を派遣するとともに、新たに要保護児童対策協議会のサポート事業（瀬戸内市）に参加した。 ○岡山県の市町村要保護児童対策地域協議会支援事業に医師を派遣した。 ○児童発達支援センターを付設する児童精神科診療所や児童精神科医不在地域の県北の医療機関に医師を派遣した。 ○岡山市による虐待対応強化事業に協力し、岡山市こども総合相談所に医師を派遣し、児童相談所と精神科医療が連携する体制を整備した。 <p><医療機関への派遣></p> <ul style="list-style-type: none"> ○児童発達支援センターを付設する児童精神科診療所や児童精神科医不在地域の県北の医療機関に医師を派遣した。 <p><患者家族を対象にした総合的な支援></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ネット依存症患者児への治療プログラムを実施し、家族に対しても疾病の理解と対処方法についての支援を行った。 			
8	③臨床研究の充実 ・広汎性発達障害児等児童・思春期に特有な精神疾患治療に関する調査研究を行う。	<ul style="list-style-type: none"> ○「精神科思春期発達障害外来かかりつけの中学生と一般の中学生のインターネット依存症リスク比較のための横断研究」を実施した。 ○「神経発達障害とインターネット依存の関係について」の研究を継続して実施した。 ○臨床研究部会議を実施し、新規の臨床研究の精査、実施中の研究の進捗確認、研究倫理講習会の企画、学会の予演会等を行うことで、研究者へのサポート体制を充実させた。 	4	4	
9	(3)精神科医療水準の向上 ①調査・研究及び関係機関との連携 ・精神疾患の原因や病態解明に向けた研究を充実させるため、岡山大学と強力で連携する。また、他の研究・医療機関とも連携を進め、診断・治療法の開発などに努める。	<ul style="list-style-type: none"> ○「アルコール依存症予防のための簡易介入プログラム開発と効果評価に関する研究」として <ul style="list-style-type: none"> ①総合病院でアルコール問題の実態調査を行った。 ②飲酒問題への簡易介入プログラム(スナッピーキャット)を作成し、パンフレットや冊子を用いて全国に普及啓発した。 ③「総合病院精神医学会」の公式ホームページに簡易介入プログラムが掲載された。 ○「精神科医療提供体制の機能強化を推進する政策研究」（厚生労働省行政推進調査事業）について事例を集積し、データをまとめた。 ○「医療観察法の制度対象者の治療・支援体制の整備のための研究」（厚生労働省行政推進調査事業）に参加した。 ○「重度かつ慢性の精神障害者に対する包括的支援に関する政策研究」（厚生労働省障害者政策総合研究事業）に参加した。 ○「精神疾患を抱える患者の健康関連行動（喫煙・がん検診受診行動）とその関連要因についての調査」（厚生労働省科学研究事業）に参加し、岡山大学、島根大学等と連携して研究を進めた。 	4	4	

	中 期 計 画	実 施 状 況	法人 自己 評価	県 評価	摘要																																			
		<ul style="list-style-type: none"> ○クロザピン用グラスゴー抗精神病薬副作用評価尺度日本語版（GASS-C-J）を検証し、精神科専門誌へ論文の投稿を行った。 ○「早期に退院する精神障害者における再入院と地域定着に影響する要因に関する縦断研究」について千葉大学、国立精神・神経医療研究センター精神保健研究所と連携して実施した。 																																						
10	<p>②精神科医療従事者への研修 ・県内の精神科医療従事者及び関係機関職員の資質向上を目指し、研修生・実習生の受入れ及び研修会を開催する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○県内外の精神科医療従事者の養成・育成に寄与した。 <div style="text-align: center;"> <p>＜実習生の受入状況＞</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th></th> <th>2017年度</th> <th>2018年度</th> <th>2019年度</th> <th>2020年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>医師</td> <td>55</td> <td>44</td> <td>47</td> <td>42</td> </tr> <tr> <td>看護師</td> <td>307</td> <td>313</td> <td>335</td> <td>303</td> </tr> <tr> <td>薬剤師</td> <td>6</td> <td>8</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>作業療法士</td> <td>30</td> <td>32</td> <td>28</td> <td>5</td> </tr> <tr> <td>精神保健福祉士</td> <td>15</td> <td>14</td> <td>2</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>公認心理師 (臨床心理技術者)</td> <td>11</td> <td>12</td> <td>6</td> <td>9</td> </tr> </tbody> </table> </div> ○精神科医療従事者を対象に、CVPPP(包括的暴力防止プログラム)トレーナーの養成研修を開催した。 		2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	医師	55	44	47	42	看護師	307	313	335	303	薬剤師	6	8			作業療法士	30	32	28	5	精神保健福祉士	15	14	2	3	公認心理師 (臨床心理技術者)	11	12	6	9	4	4	
	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度																																				
医師	55	44	47	42																																				
看護師	307	313	335	303																																				
薬剤師	6	8																																						
作業療法士	30	32	28	5																																				
精神保健福祉士	15	14	2	3																																				
公認心理師 (臨床心理技術者)	11	12	6	9																																				
11	<p>③地域に根ざした精神医療提供体制の構築 ・岡山県保健医療計画の確実な実施のため「自殺対策を含むうつ病対策」「入院医療の急性期への重点化」「病床の機能分化」「訪問看護など在宅医療を提供する機能の充実」等を通じて地域に根ざした精神医療提供体制の構築を図る。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○「自殺対策を含むうつ病対策」として、岡山市いじめ問題対策専門委員会に出席するとともに、岡山市や倉敷市主催の自殺未遂者支援に関する研修会に講師として、医師を派遣し自殺予防対策について専門的な助言を行った。 ○「入院医療の急性期化への重点化」として、入院時より治療計画策定のためケア会議やチーム会議を行い、集中的な治療を実施し早期回復、退院へ向けた取り組みを行った。 ○「病床機能分化」として、西4入院棟を救急急性期入院棟へ機能変更を行うとともに、患者ニーズに対応するため、西2入院棟、中2入院棟、東入院棟の病床構成の変更を行った。 ○「訪問看護など在宅医療を提供する機能の充実」として、看護協会主催の他の医療機関の訪問看護従事者を対象とした精神科訪問看護研修に講師として職員を派遣することで、精神科訪問看護の知識や技術の普及に努めた。 	4	4																																				

	中期計画	実施状況	法人自己評価	県評価	摘要
12	<ul style="list-style-type: none"> 高齢化の進展による社会的要請と地元ニーズに対応するため、診療所・介護施設等との連携により高齢者の精神疾患への専門的な取組を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ○高齢化による患者ニーズの変化に対応するため、総合病院や認知症専門医療機関と連携し、高齢者の一時的な受入を行った。また、休日夜間においては他院で対応困難な高齢者の緊急対応を行った。 	4	4	
13	<ul style="list-style-type: none"> ④海外の研究・医療機関との技術交流 ・先進医療を習得するため職員を海外の研究・医療機関に派遣する。 	<ul style="list-style-type: none"> ○「The 20th International CBT for psychosis meeting (オックスフォード大学)」に医師を派遣し参加した。また、バーチャルリアリティを用いたCBT(認知行動療法)施設において研鑽を図った。この研修での経験を活かし、全国認知行動療法学会を主催した。当該医師は現在イギリスのキングス・カレッジ・ロンドン大学の精神医学研究所で最先端の遺伝行動学について研究を実施している。 ○H30年10月には、国立台湾大学附属病院の医師の見学を受け入れ、岡山市と姉妹都市である中国洛陽市にある華南科技大学第五附属医院、洛陽市第一中央医院に職員を派遣し技術交流を行った。 	3	3	
14	<p>(4)精神科医療及び精神保健福祉に関する知識の普及</p> <p>①普及活動</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域住民、事業所、医療機関等に対して精神科医療に関する情報発信を積極的に行い、精神障害者が地域の一員として安心して生活できるよう理解を深めるための普及活動をする。 	<ul style="list-style-type: none"> ○養護教諭、養護助教諭を対象とした岡山県総合教育センター研修講座に講師を派遣した。 ○障害者雇用の拡大のため、障害者職業生活相談員資格認定講習「障害別にみる雇用の実際」に講師として参加することで、積極的な障害者雇用への理解を深めるよう活動を行った。 ○入院患者が地域で生活をする動機づけとなるよう、ピアサポーター(精神障害者自身が自己の経験に基づき同じ障害を持つ人を支援する人)を招き、地域生活の実体験を聞く機会を設けた。 ○独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構より依頼を受け、企業の障害者雇用の窓口担当となるために必要な「障害者職業生活相談員資格認定講習」に職員を講師として派遣した。 	4	4	

	中 期 計 画	実 施 状 況	法人 自己 評価	県 評価	摘要
15	<p>②ボランティアとの協働</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域住民や学生等ボランティアの受入れを行うとともに、地域との交流会の実施や各種行事に積極的に参加するよう努める。 	<ul style="list-style-type: none"> ○デイケアを中心に、ボランティアと精神障害者の共同による行事やプログラムを実施し、ボランティアスタッフを積極的に受け入れることで、患者と地域住民をつなげる機会を設けた。 ○地域交流として地元行事（東古松町内会秋祭り、鹿田夏祭り）に積極的に参加し、地域住民とのつながりを強化した。 ○中央地域愛育委員連絡会からの要請を受け、新型コロナウイルス感染拡大防止対策を十分行った上で、地域支援体制強化のため、愛育委員並びに保健師の見学の受入を実施した。 	4	4	
16	<p>(5)災害対策</p> <p>①災害支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・岡山県地域防災計画等に基づき「災害時精神科医療中核病院」として医療支援を行うほか、県内精神科医療の提供レベルが低下しないよう被災者及び被災した医療機関等への支援を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ○当院を開催場所として『岡山DMAT・DPAT合同ロジスティック研修』を行い、日常から身体科災害拠点病院との連携の強化並びに技能維持に努めた。 ○2019年度には災害時精神科医療中核病院の役割として、県内の精神科病院、行政機関を対象に災害時対応研修を開催した。 ○2020年度からは災害拠点精神科病院の指定を受けた。 	4	4	
17	<ul style="list-style-type: none"> ・全国的な規模の災害支援については、求められる支援を積極的に行い、「災害派遣精神医療チーム（DPAT）」の中心的な役割を担う。 	<ul style="list-style-type: none"> ○おかやまDPAT先遣隊として、有事の際に早期の活動が行えるよう大規模実動訓練へ参加し技能の維持及び向上を図ることができた。また全国規模の研修会へ講師を派遣した。 ○熊本地震を踏まえて、医師が分担研究責任者としてDPAT活動マニュアルの改訂を行った。 ○2018年度DPAT統括者・先遣隊技能維持研修に講師として職員を派遣した。 ○2018年7月に発生した西日本豪雨災害においては、これまでの災害支援の経験を活かし、県の調整本部への支援を行った。また巡回診察支援チームとして倉敷災害保健復興連絡会議（KuraDRO）に参加し、保健師チームと連携をとり被災地域における診療支援を行うとともに、被災したまきび病院の病院機能回復並びに被災職員の支援に協力を行った。 ○2020年2月には、新型コロナウイルス感染症への対応として、中国からの帰国者等への支援業務に職員を派遣し、埼玉県和光市の税務大学校で業務にあたった。 	4	4	

	中 期 計 画	実 施 状 況	法人 自己 評価	県 評価	県摘要
18	②危機管理体制 ・災害時の被害を最小限に止めるための対策を講じる。また、被災後の早期復旧が可能となるよう施設の維持管理を徹底し、職員へ周知するなど危機管理体制の強化を行う。	○災害時にホームページを活用し、職員に緊急連絡を行う当院独自のシステム「非常招集システム」及び「EMIS」（厚労省の広域災害救急医療情報システム）について全職員を対象に研修を実施した。	4	4	
19	・受援体制については早期に被災地域で精神科医療及び精神保健活動が効率的に行えるよう体制を構築する。	○県内で災害が発生した際に、協働する体制を構築できるよう災害派遣医療チーム（DMAT）との合同研修を実施した。	4	4	
20	・災害時の障害者や高齢者のための緊急一時避難所として役割を果たす。	○町内会での災害研修に参加し、地元住民に対して意見交換会を行うことで地域住民や近隣に住む精神障害者、高齢者の安心につながるよう、当院の施設についての情報を共有した。	4	4	

第3-2 患者や家族の視点に立った医療の提供

中 期 目 標	<p>①患者の権利を尊重した医療の提供 精神科医療においては、特に、患者の権利が侵害されないよう最大限の配慮を行う必要がある。そのため、法令等を遵守して、職員は患者の権利を十分に理解し適切な対応を行うこと。</p> <p>②患者・家族の満足度の向上 患者や家族の意見・要望を迅速かつ的確に把握し、ニーズに応じたきめ細かい医療の提供を行うなど、患者や家族の視点に立って、その満足度が高められるように努めること。</p>
------------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

	中 期 計 画	実 施 状 況	法 人 自 己 評 価	県 評 価	摘 要
21	<p>(1)患者の権利を尊重した医療の提供</p> <p>①患者への適切な情報提供 ・患者中心の医療を常に実践し、インフォームドコンセントを徹底する。また、セカンドオピニオンにも積極的に対応する。</p>	<p>○入院者すべてに担当精神保健福祉士を配し、入院初期の面接を通じて患者・家族が抱える経済問題や家族問題の相談を受けることで、患者がより安心して入院治療に専念できるよう取り組んだ。</p> <p>○退院後の症状の安定のため、患者家族に向けた支援として家族心理教育（家族ゼミ）を実施した。特に初発の患者に対しては、入院中の家族ゼミだけでなく、退院後も家族教室を開催することで、継続したフォローを行った。</p> <p>○医療保護入院者が安心した地域生活に移行できるよう、退院支援委員会を開催した。</p> <p>○措置入院患者については、保健所や福祉サービス事業所と連携しながら、支援計画に基づいた治療的介入を行った。</p>	4	4	
22	<p>・法人の取組及び地域医療機関との連携等について、わかりやすくホームページに掲載するなど、情報発信を充実する。</p>	<p>○依存症について理解を深めてもらえるようインターネット依存症チェックツール「RIAJU-CAT」や、インターネット依存症家族教室の動画を掲載した。</p> <p>○年4回発行の院内広報誌「ジュピター」を通じて、当院の様々な活動や取り組みを紹介した。</p> <p>○職員募集や当院で行う研修会の開催など、ホームページで適時最新情報を発信した。</p> <p>○就労支援に関する社会資源の情報提供のチラシを作成し、クリニックの情報（対象患者、カウンセリングの有無、駐車場、薬局など）を患者ニーズに合わせて提供した。</p>	4	4	

	中 期 計 画	実 施 状 況	法人 自己 評価	県 評価	摘要
23	<p>②職員教育</p> <ul style="list-style-type: none"> 全職員及び契約事業者が、法令等を遵守し、適切な言動が常にとれるよう職員教育を徹底し、患者の権利を尊重した患者中心の医療提供を実施する。 	<ul style="list-style-type: none"> ○入職時において集合研修を開催することで、患者中心の医療提供が実施できるような職員教育を徹底した。 ○毎月1回の新任者研修、継続教育研修としての全体研修と部署別研修、その他クリティカルラダー（人材育成システム）に応じた研修を開催した。また、全入院棟において、パートナーシップ・ナーシングシステムを導入し、OJT（実務を通じた研修）により、患者の権利を尊重した医療提供に関する職員教育を徹底した。 ○看護補助者に対して感染に関する知識技術の習得、個人情報への厳守、他職種との業務の切り分けなど、安心、安全な精神科医療を提供するための教育を行った。 ○全職員が法令を遵守し、患者の権利を尊重した医療を提供するため、法的な解釈や根拠についての専門的な知識を有する弁護士を講師に招き、研修を実施した。 	4	4	
24	<p>(2)患者・家族の満足度の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> 相談窓口、意見箱等で寄せられる苦情及び相談について必要な改善を適宜行い、医療及びサービスの質の向上を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ○専門の患者相談窓口を設置し、各種相談に対応した。困難ケースについては、随時カンファレンスを開催し、医療福祉班、地域連携班、在宅支援部門など他職種での問題解決を行った。また、ケースに応じて、保健所や福祉サービス事業所との連携を行った。さらに、岡山弁護士会による無料法律相談の依頼を受け付けることで、患者が法律相談できる窓口となった。 ○患者満足度調査を実施し、院内デジタル掲示板、デジタルサイネージに結果をフィードバックし、改善を図った。また、意見箱の内容を電子化し、院内デジタル掲示板に掲載することで、部署単位での改善を促した。 	4	4	
25	<ul style="list-style-type: none"> 患者が院内で快適に過ごすことができるよう、療養環境の向上、安全かつ良質な食生活の改善に繋がる入院食の提供等を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ○中庭で食事を提供する等、季節感を出した給食イベントを定期的で開催するなど食事に対する満足度の向上を図った。また新型コロナウイルスにより入院中の外出が制限される状況では、少しでも外食の気分を感じられるよう外食産業との協働企画を催すなどの工夫を行った。 ○安全性や品質については、随時行う栄養指導とは別に、必要性の高いものに対しては個別に健康指導、食生活支援を実施するとともに、食事内容について栄養士だけでなく他職種で栄養価や品質についての検討を行った。 	4	4	

第3-3 医療の質及び安全の確保

中 期 目 標	<p>①医療水準の向上 大学等との連携により医療ニーズや医療環境の変化に迅速に対応できるよう医師をはじめ優れた医療従事者の確保、養成に努め、公立病院として、高度化した医療に対応するとともに、精神・神経疾患等に対する中心的な機能を果たし、精神科医療水準の向上を図ること。</p> <p>②医療安全対策の徹底・検証 医療事故を未然に防止し、患者が安心して治療に専念できる安全・安心な医療環境を提供するため、医療安全対策を徹底するとともに、その実施効果について検証に努めること。</p>
------------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

	中 期 計 画	実 施 状 況	法人 自己 評価	県 評価	摘 要
26	<p>(1)医療水準の向上 ①優れた医療従事者の確保 ・精神科領域の各分野に対して専門的に対処できる医療従事者が必要であるため、病院の特長を発信するとともに大学、医療機関との連携を深めながら優れた人材を確保できるよう努める。</p>	<p>○優れた医療従事者を確保するため、子育てや家族の介護等に配慮した職場環境を創出し、ワークライフバランスの実現に向けた取組を進めた。 ○大学や専門職養成校の就職ガイダンスに積極的に参加した。 ○オープンホスピタルおよびインターンシップを開催することで病院の魅力を知らせてもらうよう広報活動を行った。 ○専攻医の病院見学受入れを随時行った。また医局Facebookを開設し、広く情報発信した。</p>	4	4	
27	<p>②高度な専門性を持つ職員の養成 ・専門医、認定医、認定看護師等、専門性の高い資格取得に向けて、長期・短期留学などの研修制度をより充実させる。</p>	<p>○職員の専門性を高め、より病院機能を強化するため、多くの職員が留学や、資格取得等の認定研修に参加できる職場環境を醸成した。 ○看護部において、JNAラダー（日本看護協会の人材育成システム）を活用することで、より実践能力の向上を促した。 ○精神科専門医、精神保健指定医、認定看護管理者等の資格取得および更新を行った。</p>	4	4	
28	<p>(2)医療安全対策の徹底・検証 ・全職員が患者の安心、安全を最優先にして迅速かつ万全な対応を行うことができるよう医療安全管理対策委員会を中心として、医療安全に関する情報の収集及び分析を行い、医療安全対策の徹底及び医療安全文化を醸成する。</p>	<p>○薬剤情報のデータベース化により薬物管理を強化し、情報共有を徹底した。 ○NSTラウンドを実施し、その内容を院内で共有することで職員の医療安全管理意識を高めるとともに、アクシデントの再発防止対策に取り組んだ。 ○2020年度には院内感染対策委員会による個人防護服（PPE）着脱研修を行い、感染症診療の技術向上を図った。 ○全職員を対象とした医療安全研修会を実施し、業務により参加できなかった職員には、研修会を撮影した動画を閲覧可能にすることで、より多くの職員が研修会内容を共有できるよう取り組んだ。</p>	4	4	

第3-4 患者の自立と社会参加へ向けての取組の強化

中期 目標	<p>①地域移行・生活支援のための体制整備 「入院医療中心から地域生活中心へ」の改革をさらに進めるため、多様化する精神科医療ニーズに即応する多職種からなるチームを編成し、ケア会議の開催や効率的、効果的なリハビリテーションを行い、入院医療の質の向上を図り退院促進に取り組むとともに、地域移行に向けた段階的な支援と生活を支える医療・福祉サービスの体制整備を行うこと。</p> <p>②地域医療連携の強化 患者がより適正な医療を受けられるよう、地域の医療機関との病診・病病連携を推進し、地域医療に貢献するなどの地域医療連携のさらなる取組を図ること。</p> <p>③訪問・通所型医療の提供 精神障害のある人が地域の中で主体的に安心して暮らせるよう、切れ目のない支援のための関係機関とのネットワークを構築し、訪問診療や訪問看護、通所サービス、診療契約が結べない患者への多職種によるアウトリーチ等を行うこと。</p>
----------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

No.	中期計画	実施状況	法人自己評価	県評価	概要
29	<p>(1)地域移行・生活支援のための体制整備 ①精神科医療ニーズに即応する体制 ・クリティカルパスを活用して患者の疾病、病態及び自立の程度にあわせてリハビリテーションを実施する。</p>	<p>○地域での生活を安定させるため、地域支援チームを作り、自立に向けた効果的なリハビリテーションを充実させた。</p> <p>○患者のニーズに対応するため、デイケア、訪問看護、相談支援事業所が一つの部署になることでより、患者ニーズに合わせた患者の地域移行・定着を図った。</p> <p>○入院当初より地域移行に向けた支援が行えるよう患者の地域生活をする上での課題に対応できる職員として、地域移行支援ナースを選任し、西2、西3、西4入院棟に配置した。</p> <p>○企業見学として、ベネッセビジネスメイト、JRあいウェル、イオンリテール株式会社、キャプラウィッシュに訪問するなど、積極的な地域移行・生活支援に努めた。また、資生堂やハローワーク、就業・生活支援センター等への出前講座を実施し、連携強化に努めた。</p>	4	4	
30	<p>・多職種によるチーム編成により、入院医療中心から地域生活中心にした医療への転換を図る。</p>	<p>○退院が長期化している場合、退院促進ワーキングを開催し、多職種にて協議を重ね退院促進に取り組んだ。</p> <p>○相談支援事業所に看護師を配置し、入院中から患者の地域移行について取り組むことで、長期入院患者に対し、障害福祉サービスを活用するなどの地域移行支援を行い退院につなげた。</p>	4	4	
31	<p>・退院後に地域において孤立しないための仕組みづくりができるよう、必要に応じて入院中から行政、関係機関等と連携して、患者の退院支援を行う。</p>	<p>○退院後の生活に向けて、入院中から他職種にて連携し、退院前訪問を行うとともに、ケア会議を開催することで患者の情報を共有した。</p> <p>○退院後に孤立しないよう行政機関や福祉サービス事業所と連携するとともに、退院後訪問や訪問看護を行うことで、地域生活の安定に向けた取り組みを行った。</p>	4	4	

	中期計画	実施状況	法人自己評価	県評価	摘要															
32	<p>②患者の自立と社会参加</p> <ul style="list-style-type: none"> 患者の自立と社会参加を積極的に支援するため、相談機能を充実するとともに関係機関、福祉施設等との連携を強化する。 	<p>○患者の社会性、自立性の促進のためのデイケアプログラムとして、ハローワークや就労移行支援事業所、就労継続支援事業所職員による出張講座や施設・企業見学を実施した。</p> <p>○2019年7月には相談支援事業所が自立生活援助事業所としての指定を受け、より地域定着に向けた支援を行えるよう体制を整備した。</p> <p style="text-align: center;">(単位：人)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>2017年度</th> <th>2018年度</th> <th>2019年度</th> <th>2020年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>新規就労移行者数</td> <td>62</td> <td>33</td> <td>33</td> <td>58</td> </tr> </tbody> </table>		2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	新規就労移行者数	62	33	33	58	4	4						
	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度																
新規就労移行者数	62	33	33	58																
33	<p>(2)地域医療連携の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> 地域医療機関の機能を把握し、連携及び協力体制の充実を図り、病態や患者のニーズに応じた紹介、逆紹介を積極的に行い病診・病病連携を推進する。 	<p>○身体科病院との連携、他の精神科病院との円滑な情報共有のため、地域連携室会議で依頼があった連携先に見学会を開催し、当院について知ってもらう機会を作った。</p> <p>○おかやま発達障害支援センター主催の『行動障害を表現する人たちへの支援に関する意見交換会』に参加し、強度行動障害患者の現在状況について情報共有し、連携協力体制を強化した。</p> <p>○外来医長と地域医療連携室でクリニックを訪問し、連携課題の共有と協議を行うとともに、患者ニーズに合うクリニックを逆紹介できるよう調整を行い、紹介率、逆紹介率の向上につなげた。</p> <p>○デイケアを有していない精神科診療所等と連携し、積極的にデイケア利用者の受入を行った。</p> <p style="text-align: center;">(単位：%)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>2017年度</th> <th>2018年度</th> <th>2019年度</th> <th>2020年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>紹介率</td> <td>58.7</td> <td>56.6</td> <td>57.1</td> <td>61.5</td> </tr> <tr> <td>逆紹介率</td> <td>36.0</td> <td>44.3</td> <td>50.4</td> <td>39.0</td> </tr> </tbody> </table>		2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	紹介率	58.7	56.6	57.1	61.5	逆紹介率	36.0	44.3	50.4	39.0	4	4	
	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度																
紹介率	58.7	56.6	57.1	61.5																
逆紹介率	36.0	44.3	50.4	39.0																
34	<ul style="list-style-type: none"> 身体合併症のある患者に対し、適切な医療を提供するため、他の医療機関との連携をより一層緊密なものとする。 	<p>○岡山市身体・精神合併症救急連携モデル事業により岡山市内の12総合病院との連携を強化し、身体・精神合併症患者の重症度によって入院の受入や電話相談、総合病院への往診を迅速に対応した。</p> <p>○産科や保健所からの依頼を受け、精神疾患をもつ妊婦の受診依頼に即日対応するなど、産科や保健所と連携・情報共有しフォローアップを行った。</p>	4	4																

	中 期 計 画	実 施 状 況	法人 自己 評価	県 評価	摘要										
35	<p>・県内における精神科医療資源の乏しい地域においても住民が質の高い精神科医療を受けられるよう、地域の行政機関や医療機関と連携し医療従事者を派遣する。</p>	<p>○県民の精神科医療のニーズに対応するため、精神科医が常駐しない総合病院や精神科医療資源の乏しい地域の医療機関等に医師を派遣した。また、県民が広く精神科を受診できるよう、休日夜間を含めた緊急時体制の整備に努めた。</p> <p><精神科診療支援として医師を派遣した医療機関></p> <ul style="list-style-type: none"> ・岡山市立市民病院 ・岡山西大寺病院 ・岡山済生会病院 ・岡山赤十字病院 ・岡山大学病院 ・旭川荘療育・医療センター <p><児童思春期外来支援として医師を派遣した行政機関、医療機関></p> <ul style="list-style-type: none"> ・まな星クリニック ・向陽台病院 ・旭川荘療育・医療センター ・岡山県中央児童相談所 ・岡山県倉敷児童相談所 ・岡山市子ども総合相談所 ・岡山市保健所 	4	4											
36	<p>(3)訪問・通所型医療の提供</p> <p>・精神障害者が地域で生活するため、関係機関とのネットワークを構築し、デイケアなどの通所サービスの提供並びに専門職種による訪問支援や訪問看護を実施する。</p>	<p>○病院デイケア急性期から回復期の患者を対象に患者の症状や状態に応じたプログラムを実施した。また公共職業安定所との連携モデル事業、企業や各機関との連携により企業実習や見学を実施し、社会参加を促進した。</p> <p>○訪問看護では、入院中から訪問看護職員がケア会議・退院前訪問をすることで患者・家族と顔合わせを行い、退院後も切れ目のない医療を提供することで地域移行・地域定着支援を行った。</p> <p>○2020年度からは、デイケア・訪問看護・相談支援事業所を在宅支援部門として一つの部署にすることで、より患者ニーズに合わせた地域移行・地域定着を行えるよう体制を整備した。</p> <p style="text-align: right;">(単位：件)</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th></th> <th>2017年度</th> <th>2018年度</th> <th>2019年度</th> <th>2020年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>訪問看護件数</td> <td>7,658</td> <td>7,454</td> <td>8,236</td> <td>9,608</td> </tr> </tbody> </table>		2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	訪問看護件数	7,658	7,454	8,236	9,608	4	4	
	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度											
訪問看護件数	7,658	7,454	8,236	9,608											
37	<p>・精神科医療資源の乏しい地域に居住する障害者や受療中断者等を対象にした訪問医療・支援事業を実施する。</p>	<p>○岡山県精神科在宅支援（アウトリーチ）事業を実施し、岡山県精神保健福祉センターと協働し、未治療者やひきこもり等、民間病院では実施困難な患者へ積極的にアプローチした。</p>	4	4											

第4 業務運営の改善及び効率化に関する事項	実績								
	H29評価	⑤	H30評価	⑤	R 1 評価	⑤	R 2 評価	⑤	R 3 評価

中期目標	地方独立行政法人制度の特長を十分にいかして、長期的な視点に立った病院経営戦略を構築するとともに、自己決定・自己責任による業務運営の不断の見直しを行い、より一層効率的な業務運営を行うこと。
------	-----------------------------------------------------------------------------------------------

	中期計画	実施状況	法人自己評価	県評価	概要
38	1 長期的な視点に立った病院経営戦略の構築 ・地方独立行政法人の特長である機動的かつ弾力的な意思決定方法をいかし、県民のニーズに沿った政策医療の推進と健全経営を継続する。	○日本病院会Q I（医療の質：Quality Indicator）、全国自治体病院協議会Q I、NCNP（国立研究開発法人国立精神・神経医療センター）主導のPECO（精神医療の見える化プロジェクト：Psychiatric Electronic Clinical Observation）に参加し、その指標を活用することで、医療の質の向上に取り組んだ。	4	4	
39	2 業務運営の不断の見直し (1) 予算執行について ・運営費負担金の使途に関しては、透明性を担保し適正な運用を図る。また、診療報酬収入に基づく業務の執行に関しては、効率的かつ効果的な運用により、健全経営が継続するよう取り組む。	○運営費負担金の効率的な執行 運営費負担金については、効率的な運用を行い健全経営に努めた。 ○診療報酬に基づく業務の執行 毎週、幹部会議にて入院病床の利用状況や外来患者数の動向、経営上の課題を共有し、効率的な病院運営に努めた。 ○職員提案制度により改善した各部署での事例については、経営会議にて報告を行い、改善した部署内だけでなく、病院全体に成果が反映される仕組みを構築し職員のモチベーションアップにつなげた。	3	3	
40	(2) 委託、売買、請負等の契約について ・委託業務は、複数年契約や複合契約など多様な契約手法を活用し、内容に応じた的確かつ効率的な委託業務の管理を行う。	○複数年契約や複合契約などの多様な契約手法を活用し効率的な運用を行うとともに、委託業者と定例会議を行うことで、業務の質の向上につなげた。 具体的には、自動ドアやエレベーター、次亜水設備、ボイラー設備、消防設備などの施設整備に関する保守契約について、従前は個別に契約していたが、複合契約として一つの契約として実施した。複合契約としたことで、不具合発生時において、迅速かつ柔軟な対応が可能となり、点検日を調整することなどで、契約金額についても減額することができた。	4	4	

	中期計画	実施状況	法人自己評価	県評価	摘要
41	<ul style="list-style-type: none"> ・売買、請負等の契約は、透明性・公平性を確保する。また、緊急を要するものや軽易なものについては、迅速かつ柔軟に対応し、内容に応じた確かつ効率的な契約を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ○売買、請負については、簡易な要望書を作成し必要性や効果について精査を行うことで、費用の削減を図った。 ○電力自由化により、複数の電力販売会社から市場価格についての情報を収集し価格交渉を行うことで、電気料金の節減に努めた。 	4	4	
42	<ul style="list-style-type: none"> ・薬品や診療材料、給食材料に関しては、市場価格の推移や必要性を基に適正かつ公正な価格にて購入する。 	<ul style="list-style-type: none"> ○在庫管理システムにて、不要な在庫を抱えず無駄な発注を抑制することで、在庫量の削減に努めた。また、自治体病院協議会でのベンチマーク分析の結果を参考にすることや、購入量の多い品目に対し重点的に価格の見直しを行うことで材料費の削減に努めた。 	4	4	
43	(3)収入の確保 <ul style="list-style-type: none"> ・診療報酬請求のチェック体制を強化し、請求漏れの防止対策に努める。 	<ul style="list-style-type: none"> ○適切な診療報酬請求を実施するため、査定および返戻を最小限に食い止めるよう、査定検討会を実施した。 	3	3	
44	<ul style="list-style-type: none"> ・診療報酬改定等をはじめ各種制度の変化に迅速に対応するため適切な施設基準を取得し、収入の確保を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ○診療報酬改定時には改定による影響を事前に調査し、施設基準の見直しを図ることで診療報酬による収入の確保を行った。 ○医療ニーズに合わせ病床機能を効果的に変更することで、病床の有効活用と収入の確保を図った。 	4	4	
45	<ul style="list-style-type: none"> ・未収金発生の未然防止対策に積極的に取り組むとともに、未収金の早期回収を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ○未納者については外来受診時に面談等を実施し、未収金回収事務を徹底した。また、退院後一定の期間経過後も入金のない患者に対しては、例外なく①支払依頼文書、②警告文、③内容証明、④少額訴訟の手続きを行い、回収率の向上に努めた。 	3	3	

第5 財務内容の改善に関する事項	実 績								
	H29評価	⑤	H30評価	⑤	R 1 評価	⑤	R 2 評価	⑤	R 3 評価

中期目標	公立病院としての使命を果たしていくための経営基盤を強化できるよう、業務運営の改善及び効率化をさらに徹底することにより、中期目標期間中の財務内容の充実を図ること。
------	----------------------------------------------------------------------------------

	中 期 計 画	実 施 状 況	法人自己評価	県評価	摘要																																																																																										
46	<p>第5 予算、収支計画及び資金計画 「第4 業務運営の改善及び効率化に関する事項」で定めた計画・対策を確実に実施することにより、財務内容の改善を図り、収支の黒字化を目指す。</p>	<p>○全国の自治体精神科病院と比べ、極めて高い水準での経営状態を維持した。</p> <p>■第3期中期目標期間における財務状況 (単位：千円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>2017年度</th> <th>2018年度</th> <th>2019年度</th> <th>2020年度</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>収益</td> <td>4,238,750</td> <td>4,104,623</td> <td>4,104,487</td> <td>4,521,100</td> <td>16,968,960</td> </tr> <tr> <td> 営業収益</td> <td>3,995,939</td> <td>4,054,469</td> <td>4,056,776</td> <td>4,302,764</td> <td>16,409,948</td> </tr> <tr> <td> 営業外収益</td> <td>48,174</td> <td>50,154</td> <td>47,711</td> <td>42,787</td> <td>188,826</td> </tr> <tr> <td> 臨時収益</td> <td>194,637</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>175,549</td> <td>370,186</td> </tr> <tr> <td>費用</td> <td>4,012,096</td> <td>3,887,355</td> <td>3,917,451</td> <td>4,058,576</td> <td>15,875,478</td> </tr> <tr> <td> 営業費用</td> <td>3,841,737</td> <td>3,790,993</td> <td>3,830,275</td> <td>3,894,540</td> <td>15,357,545</td> </tr> <tr> <td> 営業外費用</td> <td>127,740</td> <td>96,281</td> <td>84,695</td> <td>78,251</td> <td>386,967</td> </tr> <tr> <td> 臨時損失</td> <td>42,619</td> <td>81</td> <td>2,481</td> <td>85,785</td> <td>130,966</td> </tr> <tr> <td>純利益</td> <td>226,654</td> <td>217,268</td> <td>187,036</td> <td>462,524</td> <td>1,093,482</td> </tr> </tbody> </table> <p>■経営指標</p> <p>○第3期中期計画期間中において、経常収支比率については黒字経営を維持している。</p> <p>○医業収支比率については、年度による増減はあるが、90%以上の水準を維持している。(単位：%)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>2017年度</th> <th>2018年度</th> <th>2019年度</th> <th>2020年度</th> <th>R1全国平均</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>経常収支比率 (経常収益/経常費用)</td> <td>101.9</td> <td>105.6</td> <td>104.8</td> <td>109.4</td> <td>102.2</td> </tr> <tr> <td>医業収支比率 (医業収益/医業費用)</td> <td>91.7</td> <td>93.6</td> <td>93.2</td> <td>94.5</td> <td>68.3</td> </tr> <tr> <td>人件費比率 (総人件費/医業収益)</td> <td>79.0</td> <td>78.1</td> <td>77.9</td> <td>77.5</td> <td>96.7</td> </tr> <tr> <td>材料費比率 (材料費/医業収益)</td> <td>9.3</td> <td>9.3</td> <td>9.6</td> <td>9.4</td> <td>9.8</td> </tr> </tbody> </table>		2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	計	収益	4,238,750	4,104,623	4,104,487	4,521,100	16,968,960	営業収益	3,995,939	4,054,469	4,056,776	4,302,764	16,409,948	営業外収益	48,174	50,154	47,711	42,787	188,826	臨時収益	194,637	—	—	175,549	370,186	費用	4,012,096	3,887,355	3,917,451	4,058,576	15,875,478	営業費用	3,841,737	3,790,993	3,830,275	3,894,540	15,357,545	営業外費用	127,740	96,281	84,695	78,251	386,967	臨時損失	42,619	81	2,481	85,785	130,966	純利益	226,654	217,268	187,036	462,524	1,093,482		2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	R1全国平均	経常収支比率 (経常収益/経常費用)	101.9	105.6	104.8	109.4	102.2	医業収支比率 (医業収益/医業費用)	91.7	93.6	93.2	94.5	68.3	人件費比率 (総人件費/医業収益)	79.0	78.1	77.9	77.5	96.7	材料費比率 (材料費/医業収益)	9.3	9.3	9.6	9.4	9.8	4	4	
	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	計																																																																																										
収益	4,238,750	4,104,623	4,104,487	4,521,100	16,968,960																																																																																										
営業収益	3,995,939	4,054,469	4,056,776	4,302,764	16,409,948																																																																																										
営業外収益	48,174	50,154	47,711	42,787	188,826																																																																																										
臨時収益	194,637	—	—	175,549	370,186																																																																																										
費用	4,012,096	3,887,355	3,917,451	4,058,576	15,875,478																																																																																										
営業費用	3,841,737	3,790,993	3,830,275	3,894,540	15,357,545																																																																																										
営業外費用	127,740	96,281	84,695	78,251	386,967																																																																																										
臨時損失	42,619	81	2,481	85,785	130,966																																																																																										
純利益	226,654	217,268	187,036	462,524	1,093,482																																																																																										
	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	R1全国平均																																																																																										
経常収支比率 (経常収益/経常費用)	101.9	105.6	104.8	109.4	102.2																																																																																										
医業収支比率 (医業収益/医業費用)	91.7	93.6	93.2	94.5	68.3																																																																																										
人件費比率 (総人件費/医業収益)	79.0	78.1	77.9	77.5	96.7																																																																																										
材料費比率 (材料費/医業収益)	9.3	9.3	9.6	9.4	9.8																																																																																										

	中期計画	実施状況	法人自己評価	県評価	摘要
47	第6 短期借入金の限度額 1 限度額500百万円 2 想定される理由 賞与の支給等、資金繰り資金への対応	実績無し	—	—	
48	第7 重要財産を譲渡し、又は担保に供する計画 中期目標期間中の計画はない。	実績無し	—	—	
49	第8 剰余金の使途 決算において剰余を生じた場合は、将来の投資（病院施設の整備・修繕、医療機器の購入等）に充てる。	○剰余金については第4期中期計画の財源として積み立てることとした。	3	3	
50	第9 料金に関する事項 (略)		—	—	

第6 その他業務運営に関する重要事項	実績									
	H29評価	⑤	H30評価	⑤	R 1 評価	⑤	R 2 評価	⑤	R 3 評価	—

中期目標	<p>1 施設及び医療機器の整備に関する計画 医療需要、医療技術の進展などを総合的に勘案し、施設及び医療機器の整備を適切に実施すること。</p> <p>2 適正な就労環境の整備と人事管理 職員が充実感を持って働くことができるよう、日常業務の質の向上を図るとともに、定期的に職員のヘルスケアを実施するなど、就労環境の整備に努め、また、職員の業務能力を的確に反映した人事管理に努めること。</p> <p>3 情報管理の徹底 職員一人ひとりが個人情報等を保護することの重要性を認識し、その管理を徹底させること。</p>
------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

	中期計画	実施状況	法人自己評価	県評価	摘要
51	<p>1 施設及び医療機器の整備に関する計画 医療機能の分化と連携の推進を確実に進めるため、求められる機能及び役割を果たすための施設整備をはじめ医療機器の導入を計画的に行う。また、児童から高齢者まで多様化する精神科医療ニーズに対応するため、受診しやすい環境を整備し、利用者の利便性の向上を図る。</p>	<p>○年度計画策定時や実績報告時に県担当者との協議を行うことで、県民のニーズや当センターに求められる役割について、情報の共有化を行った。</p> <p>○岡山市北消防署跡地については、現在の医療ニーズに合わせた施設とするため、情報収集に努めるとともに、県と協議の上、整地を行った。</p> <p>○医療機器の修繕、整備に当たっては、医療提供に支障をきたさないよう、医療機器や厨房機器などの患者に影響の大きいものから優先し、修繕を実施した。</p>	3	3	
52	<p>2 適正な就労環境の整備と人事管理 (1) 就労環境の整備 ・働きやすい職場環境を整備するとともに、多様な勤務形態を導入するなどワークライフバランスに配慮した満足度の高い職場づくりを行う。</p>	<p>○医師の働き方改革として、十分なインターバルをとるため、宿直明けの医師が翌日勤務をしないよう業務調整を行った。また、産業医による院内巡視については点検シートの作成により、記録を残して問題点の早期解決につなげた。</p> <p>○部署ごとの業務内容によりフレックスタイム制を導入するなど、労働環境の向上を図った。</p> <p>○「育児時間」、「家族休暇」等の取得を促進するとともに、医療サービスが低下することのないよう、育休代替職員として派遣職員を配置した。</p>	4	4	

	中期計画	実施状況	法人自己評価	県評価	摘要
53	(2)人事管理 ①人事評価制度 ・業績や行動を職員の給与に反映させるとともに、職員の人材育成及び人事管理に活用するために、更に公正で客観的な人事評価システムを構築する。	○管理職員に対し、評価者として公正な評価を促すため、評価者研修を継続的に実施した。 ○全職員に対し目標管理研修を実施し、組織目標の浸透を図った。	4	3	
54	②給与制度 ・職員の勤務成績や能力などを考慮し、意欲向上に資する給与制度を構築する。	○独自の人事給与制度構築に向けた調査・研究 医師の給与制度について、専門家を交え研究を行った。 ○人件費率の増加軽減 フレックスの運用について検討を行い、効率的な労働時間の配分を行うことで、給与費の増加を抑制した。 ○「短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善に関する法律」の遵守 「同一労働・同一賃金」に基づき、正職員と短時間労働者及び有期雇用労働者との格差を下記の通り改善した。 ・通勤手当の算出方法を正職員と同一とした。 ・地域手当の適用 ・年度特別休暇の付与 ・「無期労働契約への転換ルール」を導入	3	3	
55	3 情報管理の徹底 個人情報の取り扱いについての情報管理体制の強化を図るとともに情報開示については県条例に基づき適切に運用する。	○個人情報についての専門的知識を有した外部講師を招聘し、職員への研修会を実施し、職員の個人情報に対する意識の強化を図った。 ○電子カルテでのカルテ閲覧履歴が参照できるようにすることで、不適切な患者情報の閲覧を未然に防ぐシステムを開発した。	4	4	

	中期計画	実施状況	法人自己評価	県評価	摘要																														
56	4 中期目標の期間を超える債務負担 (移行前地方債償還債務に係る表(略))	2017年度～計画なし。	—	—																															
57	5 積立金の使途 ・前期中期目標期間繰越積立金については、病院の設備整備、計画的修繕、研究、医療機器の購入、移行前地方債償還債務の返済等、中期計画に定められた医療の確保の財源として充てる。	<p>○第2期中期目標期間繰越積立金額 1,296,436,788円</p> <p>○第3期前期中期目標期間繰越積立金の使途については下記の表のとおり。</p> <p style="text-align: right;">(単位：千円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>2017年度</th> <th>2018年度</th> <th>2019年度</th> <th>2020年度</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>用地取得に関するもの</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>建物の取得及び改修工事に関するもの</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>15,015</td> <td>15,015</td> </tr> <tr> <td>医療機器及び施設整備に関するもの</td> <td>8,474</td> <td>20,714</td> <td>31,467</td> <td>37,399</td> <td>98,054</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>8,474</td> <td>20,714</td> <td>31,467</td> <td>52,414</td> <td>113,069</td> </tr> </tbody> </table>		2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	計	用地取得に関するもの						建物の取得及び改修工事に関するもの				15,015	15,015	医療機器及び施設整備に関するもの	8,474	20,714	31,467	37,399	98,054	合計	8,474	20,714	31,467	52,414	113,069	4	4	
	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	計																														
用地取得に関するもの																																			
建物の取得及び改修工事に関するもの				15,015	15,015																														
医療機器及び施設整備に関するもの	8,474	20,714	31,467	37,399	98,054																														
合計	8,474	20,714	31,467	52,414	113,069																														